

## 平成 31 年民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について

平成 31 年は 7 月に欠員補充を行います。該当する自治会・町内会におかれましては候補者を推薦していただくよう、お願いいたします。

また、今年 12 月には任期満了に伴う一斉改選が予定されています。詳細につきましては、あらかじめ 5 月定例会でご説明させていただきますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 1 依頼事項

#### (1) 平成 31 年 7 月 1 日付け欠員補充（該当地区のみ）

地区推薦準備会の開催時期→ 平成 31 年 3 月～ 4 月

**3月上旬までに該当の自治会・町内会長宛てに推薦依頼文（提出期限：4月19日（金））を送付しますので、よろしくお願いいたします。**

#### (2) 平成 31 年 12 月 1 日付け一斉改選（すべての地区）

地区（連合）推薦準備会の開催時期→ 平成 31 年 6 月～ 8 月

民生委員・児童委員 … 地区推薦準備会

主任児童委員 … 連合地区推薦準備会

**6月上旬にすべての自治会・町内会長宛てに推薦依頼文（提出期限：8月下旬）を送付します。詳細は5月定例会でご案内させていただきます。**

### 2 推薦準備会開催にあたっての留意事項

(1) (連合) 地区推薦準備会推薦人の選出について、(連合) 自治会町内会の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、(連合) 地区推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。

(2) 候補者の選考にあたっては、資格要件、年齢要件、居住要件（資料 4 参照）が満たされていることを御確認ください。年齢要件については、なるべく原則の年齢に近い方を御推薦いただくようお願いいたします。

### 3 添付資料

- ・平成 31 年民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程（資料 1）
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図（資料 2）
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料 3）
- ・横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（資料 4）
- ・平成 30 年 12 月 1 日現在 民生委員・児童委員現員数一覧（資料 5）
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員 地区別推薦依頼数（資料 6）
- ・民生委員・児童委員に支給する活動費等について（参考資料）

### 4 その他

民生委員・児童委員活動の周知のため、主に新任自治会町内会長向けではありますが、リーフレット「民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（事前調整から地区推薦準備会開催）のための参考集」を添付いたしました。候補者への説明等にご活用ください。

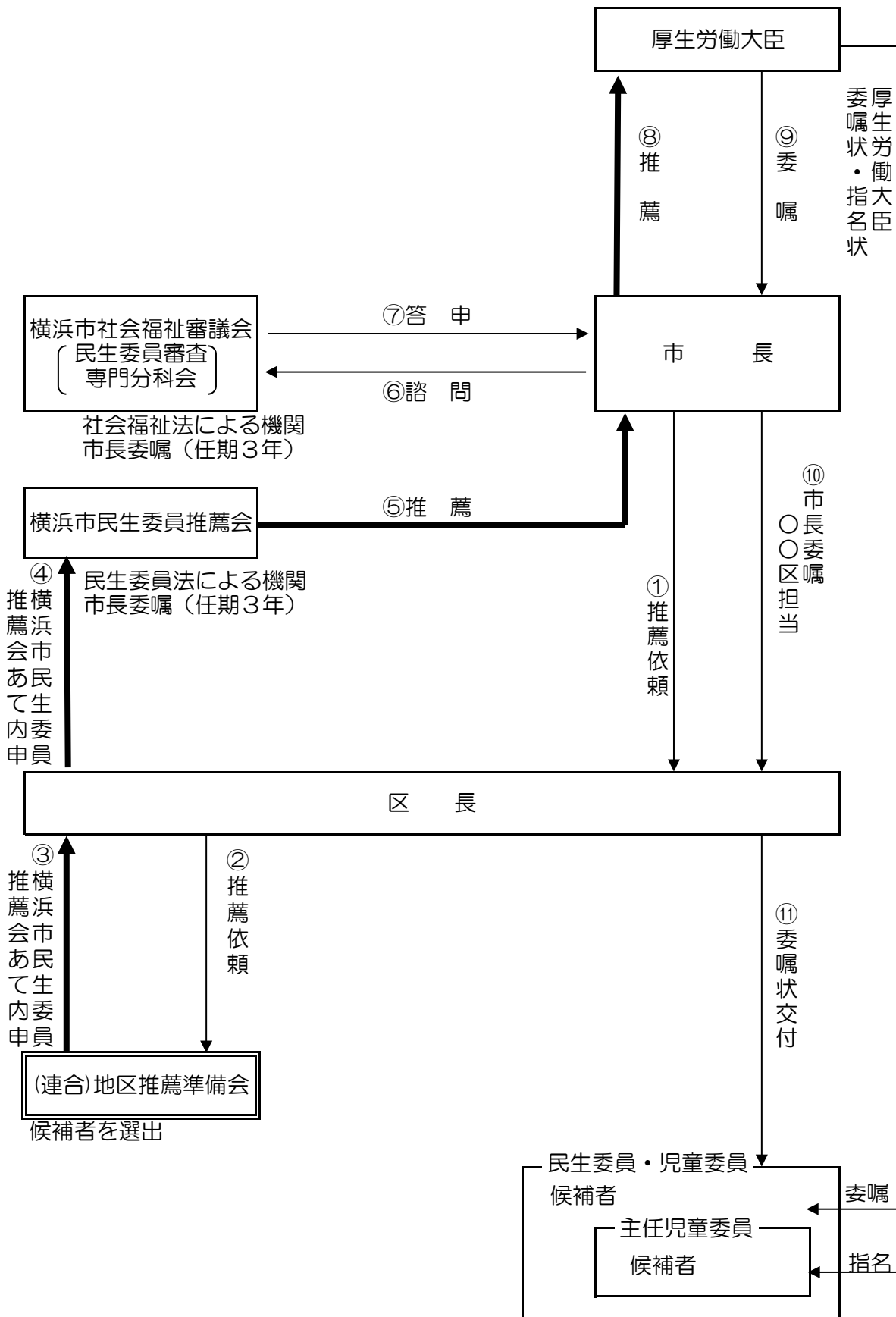
担当：港北区役所福祉保健課 村上、松山、本吉

電話：540-2339 FAX：540-2368

## 平成31年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		平成31年7月1日付け委嘱者	平成31年12月1日付け委嘱者
		①民生委員・児童委員：欠員補充  任期・・・平成31年 7月 1日から 平成31年11月30日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選  任期・・・平成31年12月 1日から 平成34年11月30日まで
2月	上旬		
	中旬	市連会協力依頼	
3月	上旬	区連会協力依頼	
	中旬	連合・地区へ推薦依頼	
4月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
5月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬	市推薦会、市審査会開催	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6月	上旬	厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼、推薦事務説明会開催
	中旬		
7月	上旬	平成31年7月1日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
8月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
9月	上旬		
	中旬		
10月	上旬		
	中旬		市推薦会、市審査会開催
11月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
12月	上旬		平成31年12月1日付け委嘱
	中旬		
12月	上旬		
	中旬		

# 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手續



## 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。
- 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- 主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員です。
- 横浜市では民生委員・児童委員は200から440世帯に1人、主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会ごとに2人（地区の民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合は3人）としています。
- 現在は、横浜市全体で約4,500の方が民生委員・児童委員（約4,000人）、主任児童委員（約500人）として委嘱され、活動しています。

### 【民生委員・児童委員の身分等】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していませんが、活動に必要な交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。

### 【民生委員・児童委員の役割】

- 日常的な見守りや訪問活動を通じて、支援が必要な方の状況を把握します。
- 介護や子育て、日常生活の困りごとなど、地域住民の方の相談に応じ、必要な助言を行います。
- 支援を必要とする方が福祉サービスや制度を適切に利用するために必要な情報を提供します。
- 必要に応じて行政や関係機関などとのパイプ役になります。

### 【民生委員・児童委員の活動】

- 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、相談を受けます。
- 福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。
- 住民が福祉サービスを必要とした場合、区福祉保健センターや地域ケアプラザ等に連絡し、必要な支援を行います。
- 担当地区内の住民の実態や住民福祉ニーズを把握し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
- 住民の求める生活支援活動を行い、支援の体制を作っていきます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について関係機関などに意見を提起します。

### 【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

### 【守秘義務】

- 民生委員・児童委員は、民生委員法で守秘義務が課せられています。
- 個別の相談等を通じて知り得た個人の秘密は、民生委員・児童委員を辞めた後も、守る必要があります。

### 【民生委員・児童委員の地区組織】

- 概ね連合町内会の区域を単位として、当該地区の全民生委員・児童委員を構成員とする地区民生委員児童委員協議会が組織され、関係機関との連絡・調整、情報交換、日ごろの活動や地域の福祉課題の検討などを行っています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続  
(欠員補充、一斉改選)

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>横浜市会の議員の選挙権を有する 20 歳以上の方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができる方</li> <li>人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である方</li> <li>担当する地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談に行けるような方</li> <li>民生委員・児童委員（主任児童委員）の職務を遂行する際に、個人情報取扱いについて、十分配慮し適正な管理ができる方</li> </ul>	
①適任者		
②年齢要件 (基準日:委嘱日の属する年度の4月1日)	<p>◆新任 原則 <b>68歳</b>まで 候補者の選出が困難な場合、<b>74歳</b>まで※</p> <p>◆再任・元職 <b>74歳</b>まで</p>	<p>◆新任 原則 <b>54歳</b>まで 候補者の選出が困難な場合、<b>58歳</b>まで※</p> <p>◆再任・元職 原則 <b>60歳</b>まで 候補者の選出が困難な場合、<b>64歳</b>まで※</p>
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p><b>3年</b> 現在の任期：平成31年11月30日まで 一斉改選の任期：平成34年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	<p>自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方</p> <p>自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</p>	<p>地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方</p> <p>地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</p>
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、  
 連合地区推薦準備会開催

### 開催までの準備

#### ・候補者の人選

地区推薦準備会では民生委員・児童委員を、連合地区推薦準備会では主任児童委員候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼します。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

#### ・推薦人の人選

推薦準備会では推薦準備会推薦人を選出し、「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

#### ・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

### 開催

#### ①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

#### ②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

#### ③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

#### ④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

（主な記載事項）

- ・候補者氏名、会議の要旨、適任者としての確認事項等

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

### 候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- ・「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- ・「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- ・「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

平成30年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覽

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,175	1,035	3,000	4,035	527	33	478	511	4,702	1,068	3,478	4,546
鶴見区	305	86	216	302	34	9	25	34	339	95	241	336
神奈川区	281	58	208	266	36	2	34	36	317	60	242	302
西区	119	34	80	114	12	0	12	12	131	34	92	126
中区	165	34	119	153	26	4	20	24	191	38	139	177
南区	251	76	167	243	33	2	31	33	284	78	198	276
港南区	261	49	201	250	30	1	28	29	291	50	229	279
保土ヶ谷区	258	57	193	250	46	2	42	44	304	59	235	294
旭区	293	71	203	274	40	3	34	37	333	74	237	311
磯子区	212	48	157	205	20	1	19	20	232	49	176	225
金沢区	248	50	183	233	33	0	29	29	281	50	212	262
港北区	365	87	269	356	42	3	39	42	407	90	308	398
緑区	203	52	148	200	23	1	21	22	226	53	169	222
青葉区	298	56	233	289	32	0	32	32	330	56	265	321
都筑区	163	45	114	159	20	3	17	20	183	48	131	179
戸塚区	295	78	212	290	38	2	35	37	333	80	247	327
栄区	148	42	106	148	14	0	13	13	162	42	119	161
泉区	166	65	99	164	24	0	23	23	190	65	122	187
瀬谷区	144	47	92	139	24	0	24	24	168	47	116	163

## 民生委員・児童委員、主任児童委員 地区別推薦依頼数

(平成30年12月1日現在)

連合	地区名	定数		現員数		欠員 (推薦依頼人数)				
		民生	主児	民生	主児	民生	主児			
日吉地区 連合町内会	日吉	15	13	2	15	13	2	0	0	0
	日吉宮前	14	12	2	12	10	2	2	2	0
	箕輪	12	10	2	12	10	2	0	0	0
	日吉本町	26	24	2	26	24	2	0	0	0
	下田	17	15	2	17	15	2	0	0	0
綱島地区 連合自治会	綱島東	20	18	2	20	18	2	0	0	0
	綱島西	33	31	2	31	29	2	2	2	0
大曽根 自治連合会	大曽根	18	16	2	16	14	2	2	2	0
樽町連合 町内会	樽	14	12	2	13	11	2	1	1	0
菊名地区 連合町内会	菊名	13	11	2	12	10	2	1	1	0
	大豆戸	23	21	2	23	21	2	0	0	0
	篠原北	13	11	2	13	11	2	0	0	0
師岡地区 連合町内会	師岡	16	14	2	16	14	2	0	0	0
大倉山地区 連合町会	大倉山	28	26	2	28	26	2	0	0	0
篠原地区 連合自治会	篠原	25	23	2	24	22	2	1	1	0
	篠原南	19	17	2	19	17	2	0	0	0
城郷地区 連合町内会	城郷	23	21	2	23	21	2	0	0	0
新羽町 連合町内会	新羽	19	17	2	19	17	2	0	0	0
新吉田 連合町内会	新吉田	28	26	2	28	26	2	0	0	0
新吉田あすなろ 連合町内会	新吉田あすなろ	10	8	2	10	8	2	0	0	0
高田町 連合町内会	高田	21	19	2	21	19	2	0	0	0
	合計	407	365	42	398	356	42	9	9	0



## 民生委員・児童委員に支給する活動費等について（参考資料）

本資料は、自治会町内会長の皆様が、区が支給する活動費と徴収させていただいている会費について、民生委員・児童委員または主任児童委員候補者の方にご説明される際の参考資料として作成したものです。

### <活動費>

民生委員・児童委員として活動を行うにあたって、交通費や連絡調整費が発生します。

横浜市としては、これら活動に対する補助として年間63,000円（1か月あたり5,250円）の活動費の支給を行っています。（区会長、副会長、地区会長等はさらに増額となります。）

### <会費等の負担>

年間9,200円（内訳は下期参照）の会費をご負担いただいております。

### 【内訳】

#### ① 平成30年度横浜市民生委員児童委員協議会理事会等で議決された額

項目	金額（円）	
市民児協（事業費）会費	1,980	市民児協会則に基づく年会費。 横浜市民児協の事業費として充当。 一部は地区民児協に活動費として還元。
市民児協（互助事業会費）会費	1,600	横浜市民児協互助事業運営要綱に基づく会費。 横浜市民児協互助特別会計に積立。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金として規定額を支給。 また、委員退任時に退任慰労金として規定額を支給。
市民児協周年事業積立金	200	横浜市民児協理事会で予算議決。 周年事業に向けた積立金。
全民児連会費	700	全民児連規定に基づく会費。 全国民生委員児童委員連合会の事業費として。
全国互助共励会費	1,900	全民児連互助共励事業運営要綱に基づく年会費。 全民児連が所管する互助事業への積立金。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金として規定額を支給。 また、委員退任時に退任慰労金として規定額を支給。
関東ブロック連合会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会会則に 基づく年会費。
横浜市社協会費	1,000	横浜市社協会員規定に基づく年会費。
神奈川県社協会費	1,100	神奈川県社協会員規定に基づく年会費。 神奈川県社協の事業費として充当。 一部は補助金として区民児協に還元。
市民児協会費	8,500	

#### ② 港北区社会福祉協議会会員規定で定められた額

区社協会費	700	区社協会員規定で定められた金額
-------	-----	-----------------

※民生委員・児童委員に就任頂く事により社会福祉協議会の会員という位置づけとなります。